

第 1 回農業委員会総会議事録

平成 3 0 年 1 月 1 0 日 (水)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第1号から第4号)
日程第4 議事(議案第1号から第3号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟 木 康 眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出席委員(25人)

1番	稲垣 潔	2番	横山 實
3番	松山 宗則	4番	永森 薫
5番	有沢 敏博	6番	城石 美枝子
7番	砂原 仁志	8番	前田 進
9番	石庭 文男	10番	舟木 康眞
11番	帯刀 眞理子	12番	土合 正夫
13番	山本 克伸	14番	森 敏朗
15番	進藤 久司	16番	宮下 勉
17番	村上 利之	18番	山谷 孝芳
19番	佐伯 瑞穂	20番	樋上 豊
21番	明石 茂	22番	堀 正
23番	水上 幸雄	24番	齊藤 高志
25番	大垣 秀雄		

欠席委員(0人)

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第3号 農地法等第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 片岡 幹夫 局長補佐 堀 修二

主 査 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 西尾 哲 主任 黒梅 康弘

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 5 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 1 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「3 番 松山委員」「4 番 永森委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。

以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第1号の説明）

議長（舟木会長）

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第2号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第3号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第4号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松山委員

4番～8番の解約ですが、借人の変更とありますが。次は誰が耕作するんですか。

事務局(堀)

地元の 営農が耕作する予定になっています。

松山委員

わかりました。

議長(舟木会長)

他にありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第1号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の6ページをご覧ください。
今回は3件ございます。

【議案第1号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった
1番から3番については、すべて経営規模拡大によるものです。以上です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。
よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第2号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書7ページの議案第2号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第2号を議案書をもとに朗読】

- 1 番は農家住宅敷地
- 2 番は建設資材置場
- 3 番は農家分家住宅としての転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番については事務局より説明をお願いします。

事務局(堀)

議案第 2 号の 1 番について説明します。

申請人は 地内に妻と暮らしています。

住宅の改築を予定していますが敷地の一部が田であることが判明し、事前に農業委員会に相談したところ、農地転用許可を必要とすることを知らされました。

調査したところ、既存の住宅を建築する同時期には既に農地ではなくなっており、無断転用となっていたことが判明し一刻も早く是正をするため、申請されたものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2 番については事務局より説明をお願いします。

事務局(堀)

議案第 2 号の 2 番について説明します。

申請人は 市内で 業を営んでいます。

既存の資材置場も事業の拡大とともに手狭になってきており、新規に敷地南側に拡張を計画しておりましたが現在使用している資材置場が農地であることが判明しました。事前に農業委員会に相談したところ、農地転用許可を必要とすることを知らされました。

調査したところ、資材置場として使用したときから無断転用であることが判明し、一刻も早く是正するために申請されたものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3 番については横山委員より説明をお願いします。

横山委員

申請人は で現在、父親と同居しております。

このたび、長男家族が本家に同居することになったため、新たに住宅を建築することにしました。

そこで新たに建築する土地を検討した結果、父が所有する農地に住宅を建築させてもらうこととなりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第2号について説明します。

1番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は農家住宅敷地であり、既存地の拡張であることから、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

2番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は建設資材置場であるが、集落にも接続しており、必要性からもやむを得ないと得ないと判断します。

3番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は農家分家住宅であり、集落にも接続し、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第2号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第3号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮り

します。それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（黒梅）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

事務局（黒梅）

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

堀委員

整理番号201番と501番ですが借賃の単位は？

事務局（黒梅）

年となっています。

堀委員

今後単位は明記するようにしてください。

事務局（黒梅）

わかりました。

宮下委員

借賃が標準賃借料と記載されているがこの根拠はなんですか。

事務局（堀）

標準賃借料とは、富山県農業会議が示す農地参考賃借料の情報を基に市農業委員会で参考的に示している賃借料のことです。

根拠は、富山県農業会議が示す算定方法を基に決定しています。

この場で詳細は説明できませんが、本年も見直しの時期ですのでその際にご説明いたします。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第3号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第1回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時20分

その他報告事項

農業委員会親睦会の取り扱いについて

農地利用最適化交付金に伴う活動記録について

農業委員会新年懇談会の開催について

日 時 平成30年 2月 8日（木）午後6時より

場 所

会 費 円

来 賓 市長、議長、産建委員長

後日、委員あてに案内状を送付します。

次回開催場所と時刻について

・農政局講演会 平成30年 2月 6日（火）午後1時30分から

・総会 農政局講演会終了次第総会開催
射水市役所大島分庁舎大会議室

その他

- ・農業委員手帳
- ・耕作放棄地解消活動事例集 Vol.9
- ・農業委員会制度
- ・農地法
- ・農業委員会業務必携84号
- ・アグリとやま113号
- ・農業委員会活動記録セット
- ・帽子、腕章、手提げバック、軍手、タオル

議 長 舟木 康眞

署名委員 松山 宗則

署名委員 永森 薫

第一回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成三十年一月十日
至 平成三十年一月三十一日